

としまスタートアップオフィス 利用者募集要項

としまスタートアップオフィス（以下「オフィス」とする。）は、豊島区内で創業される方や創業後間もない方の支援を目的とした施設です。利用時間中好きな時間に来場し、空いているデスクを利用する「シェアデスク」のほか、プライベートスペース（会議室・相談室）も兼ね備え、主催セミナーや顧客・業者との商談・打合せ等も行うことができます。また、としまビジサポによるビジネス専門相談やセミナー・勉強会の開催により、創業者をハード・ソフトの両面からサポートします。

施設概要

- 1 所在地** 〒171-0021 東京都豊島区西池袋2-37-4 としま産業振興プラザ(IKE・Biz)4F
◆ 池袋駅南口より徒歩7分
◆ 住所利用可・法人登記可
利用者は、オフィスの所在地を自らの事業所住所として、名刺やウェブサイト等に掲載できます。また、法人の本店登記地として登録できます。
- 2 利用時間** 9:00～21:30
- 3 休館日** 年末年始（12/29～1/3）
- 4 施設使用料** 月額10,000円（インターネット回線使用料、ロッカー使用料、共益費等込）
- 5 利用期間** 3年以内
利用期間終了後引き続き利用する必要があると認められるときは、2年を超えない範囲内で利用期間を延長することができます。ただし、利用開始時に既に創業している方は、創業後5年を超えない範囲で延長することができます。
- 6 募集人数** 若干名（オフィスの定員は15名）

応募対象者

- 1 利用対象者** 以下のいずれかに該当し、オフィス利用終了後も豊島区内で事業を行う予定の方
 - (1) 開業後3年以内の個人事業主（開業＝税務署に開業届を提出）
 - (2) 設立後3年以内の会社等の代表者（会社等＝株式会社、合同会社、合資会社、合名会社、土業法人）
 - (3) 豊島区内で、上記に掲げる、開業又は会社等の設立を予定している方
- 2 利用条件詳細** 以下の全てを備えること
 - (1) 令和6年10月1日以降にオフィスの利用を開始すること。
 - (2) 利用申請前に、オフィスの内覧会に参加すること。
 - (3) 個人又は中小企業基本法第2条第5項に規定する小規模企業者であること。
 - (4) 区内で創業しようとする者又は創業後3年以内の者であること。
 - (5) オフィスの利用期間終了後、区内において引き続き事業を行おうとする意思を有すること。
 - (6) 事業税、都道府県民税及び市町村民税（特別区民税を含む。）を滞納していないこと。
 - (7) オフィスの使用料の支払能力があること。
 - (8) 反社会的勢力に該当しないこと及び将来にわたって反社会的勢力に関係しないこと。
 - (9) としまビジネスサポートセンター専門相談員等と必要に応じて個別相談等により事業計画の進捗確認を行うこと。
 - (10) 豊島区の産業振興施策（セミナー・交流会等）に積極的に参加すること。

設備概要

1 全体レイアウト



2 各設備概要

以下「②会議室」のプロジェクト・マイクと、「⑥複合機」以外は全て使用料に含まれるので別途料金は頂きません。

① シェアデスク (5席)

営業時間中予約なしで来場し空いている席を利用

- ▶無線LAN・有線LAN、コンセント4個口有
- ▶利用できるのは代表者1名のみです。代表取締役が複数名いる場合は条件付きで2名までご利用可能です。詳しくはお問合せください。



② 会議室(約27㎡) ★

主催するセミナーやワークショップ等に利用

- ▶交流センター総合案内に要予約
- ▶ホワイトボード・スクリーン有
- ▶有料でマイクの貸与有。セミナー等の参加費は実費程度とします。



③ 相談室 (個室2室、約5㎡) ★

顧客・業者等外部の方との商談やミーティングに利用

- ▶交流センター総合案内に要予約
- ▶4名入室可、ホワイトボード有



④ 交流コーナー (オープンスペース) ★

地域活動に関する情報収集や交流に利用 (予約不要)



⑤-1 メールボックス

利用者個別の鍵付き郵便受け貸与

- ▶受領印を必要とする郵便物は受領不可



⑤-2 ロッカー

利用者個別の鍵付きロッカー貸与



⑥ 複合機 (プリンター/コピー機)

シェアオフィス内に簡易コピー機有



⑦ 作業スペース ★

電動ホチキス、穴あけ機、裁断機、紙折機、丁合機の利用可

- ▶交流センター総合案内に要予約



⑧ ミーティングデスク (4席)

利用者同士の打合せや交流に利用。シェアデスク満席時にも利用可



⑨ その他

- ◆ネット回線：無線LAN (Wi-Fi)、シェアデスクには有線LANも有
- ◆飲食可、全館禁煙、ゴミはお持ち帰り
- ◆電気ケトル
- ◆住所利用可 (HP等に掲載・法人登記可)

その他留意事項

以下は各種規定(※)より重要事項を抜粋したものです。必ずご一読ください。

※各種規定：「としまスタートアップオフィス条例」「としまスタートアップオフィス施行規則」「地域活動交流センター利用規約」「としまスタートアップオフィスご利用案内」を指します。全文は「としまスタートアップオフィスWEB」をご覧ください。

◆以下に該当する場合は利用を承認しません。

- ・施設の目的（区内における創業及び区内中小企業の経営革新を支援し、区内産業の活性化を図る）に違反すると認められるとき。
- ・秩序又は風紀を乱すおそれがあると認められるとき。
- ・管理上支障があると認められるとき。
- ・その他区長が特に必要があると認めるとき。

◆利用者が以下に該当する場合は、利用承認を取り消し、又は利用を制限・停止します。

- ・不正行為により利用承認を受けたとき。
- ・正当な事由なくオフィスの使用料を滞納したとき、又は3月以上滞納したとき。
- ・施設を故意又は重大な過失により損傷したとき、又はそのおそれがあると認められるとき。
- ・施設の目的（区内における創業及び区内中小企業の経営革新を支援し、区内産業の活性化を図る）に反する行為をしたとき。
- ・「利用対象者」に掲げる要件を欠くに至ったとき。
- ・スタートアップオフィスに係る各種規定又は区長の指示若しくは命令に違反したとき。
- ・災害その他の事故により施設の利用ができなくなったとき。
- ・前各号に掲げるもののほか、工事その他の区長がセンターの管理上特に必要があると認めるとき。

◆オフィスに特別の設備を設ける・変更を加えること、利用の権利を譲渡・転貸することは禁止です。

◆利用者は、オフィスの利用を終了したときは、直ちに施設を原状に回復しなければなりません。利用承認を取り消され、又は利用を停止されたときも、同様とします。利用者がこの義務を履行しないときは、区長がこれを執行し、その費用を徴収します。

◆オフィスに、自己の責に帰すべき理由により損害を与えた方は、その損害額を賠償しなければなりません。

◆施設利用に伴う事故、盗難等について、区は一切の責任を負いません。ロッカー、メールボックスの内容物においても同様とします。

◆施設・施設内備品の破損及び利用者証・カードキー・メールボックスキー等の貸与物を紛失・破損した場合、区は一切の責任を負いません。
紛失・破損時は速やかに事務局へご連絡ください。また、修理・再発行に費用を要するものについては、実費を請求いたします。

◆ご提出いただいた個人情報、としまビジサポが行う事業のご案内やサポート、としまスタートアップオフィスの運営に利用する点、ご了承願います。（例：各種イベントの開催案内、メルマガや情報誌の発信・発送、その他サポート活動、としまスタートアップオフィス運営に係る関係者への提供）

応募方法等

1 内覧会参加 (集合場所：スタートアップオフィス会議室) <申込期限：8月1日(木)>

内覧会に参加した方のみ応募が可能です。
スタビズホームページよりご応募ください。
内覧日時は8月1日以降に通知いたします。
内覧可能日の予定は予め空けておいてください。

内覧会日程

1. 8/6(火)10:00~11:00
2. 8/6(火)13:00~14:00
3. 8/7(水)10:00~11:00
4. 8/7(水)13:00~14:00

2 応募書類提出 <提出期限：8月19日(月)>

以下書類を事務局へご提出ください(持参・郵送可)。なお、書類は返却いたしません。

- | | |
|-------------------------|---|
| (1) としまスタートアップオフィス利用申請書 | → スタビズホームページからダウンロード https://toshima-biz.com/09_startup_02office_gaiyo.html |
| (2) 事業計画書 | |
- (3) 下表添付書類(全て写しで結構です。)

| 創業前の場合 | 個人事業主の場合 | 法人の場合 |
|---------------------------------|---------------------------------|---------------------------------------|
| 1. 申請者の住民票 | 1. 代表者の住民票 | 1. 代表者の住民票 |
| 2. 直近の個人住民税納税証明書 (又は非課税証明書) | 2. 直近の個人住民税納税証明書 (又は非課税証明書) | 2. 直近の個人住民税納税証明書 (又は非課税証明書) |
| 3. 直近の所得税確定申告書 (給与所得者は源泉徴収票) | 3. 直近の個人事業税納税証明書 (非課税の場合は不要) | 3. 直近の法人事業税・都民税 納税証明書 (創業後1年未満は不要) |
| | 4. 直近の所得税確定申告書 | 4. 直近の決算書 |
| | 5. 開業届 | 5. 履歴事項全部証明書 (取得不可の場合は定款) |

3 審査 <面接審査：8/28(水)、9/4(水)のいずれか>

書類審査、面接審査、総合審査があります。面接日時は、応募締切後(8月21日以降)連絡します。

面接審査日は予定を空けておいてください。面接日時は事務局が指定させていただきます。

※書類審査の時点で不採用となる場合がございます。

※面接審査には必ず利用者本人がいらしてください。

※事情により面接不可日時がございましたら、事務局までお知らせください。

4 利用の可否通知 <9月中旬頃>

審査の結果はメール及び郵送で通知します。審査の結果、利用承認となった方のみ利用が可能です。※審査内容に関するお問い合わせには一切お答えできません。

5 利用開始 <10/1(火)>

10月1日(火)に説明会を実施し、施設の利用方法のご案内や鍵等の受け渡しを行います。ご都合が悪い場合は事務局へご連絡いただき、初回利用日の予約をお取りください。

2回目以降はご予約なしで自由にご利用いただけます。

事務局

としまビジネスサポートセンター (豊島区 生活産業課 商工グループ内)

【住所】豊島区南池袋 2-45-1 豊島区庁舎 7F

【TEL】03-4566-2742 【FAX】03-5992-7088

【E-mail】A0029099@city.toshima.lg.jp

【詳細 URL】https://www.toshima-biz.com/09_startup_01office.html (スタビズホームページ)